

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則（人材育成課）	35
○北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………（人材育成課）	35
告 示	
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定…（循環型社会推進課）	35
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	36
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	36
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……………（農業施設管理課）	36
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	36
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（漁業管理課）	36
○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課）	37
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	37
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	37
○都市計画事業の認可……………（都市環境課）	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（会計事務センター）	39
道教育庁オホーツク教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	40
道警察釧路方面本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	41

規 則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年5月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第57号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「5年」を「10年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則第2条第11号の規定は、平成22年3月18日から適用する。

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年5月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第58号

北海道職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

北海道職業訓練手当支給規則（昭和41年北海道規則第107号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第11号中「5年」を「10年」に改める。

附則に次の1項を加える。

6 手当支給対象者が平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に職業訓練を受けた場合における当該期間内の受講手当の日額に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「500円」とあるのは、「700円」とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北海道職業訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）第3条第1項第11号の規定は、平成22年3月18日から適用する。

2 この規則による改正前の北海道職業訓練手当支給規則の規定に基づいて、平成22年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間に訓練手当の支給の対象者に支払われた受講手当（平成22年3月31日以前の職業訓練に係る受講手当を除く。）は、改正後の規則の規定による受講手当の内払とみなす。

告 示

北海道告示第427号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。
平成22年5月28日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定番号 第69号
 (2) 指定の区域 天塩郡幌延町字下沼429番5の一部、430番1の一部及び430番2の

- 一部
 (3) 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第13条の2第3号イ及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の31第2号
- 2(1) 指 定 番 号 第70号
 (2) 指 定 の 区 域 天塩郡幌延町字幌延114番の一部、115番1の一部、116番の一部、117番の一部、1026番の一部、1027番の一部、1028番の一部及び1297番の一部
- (3) 埋立地の区分 政令第13条の2第1号

北海道告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、美瑛土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成22. 5. 4	理 事	野 村 栄 一	上川郡美瑛町字美瑛原野2線
同	同	同	福 家 敏 春	同 字置杵牛上精美
同	同	同	石 橋 俊 光	同 字美沢共立
同	同	同	古 川 勝 義	同 字みどり
同	同	同	寺 崎 實	同 字下字莫別第2
同	同	同	内 田 一 之	同 字中字莫別第2
同	同	同	中 村 勉	同 字朗根内
同	同	同	寺 林 憲 秀	同 字横牛第1
同	同	監 事	谷 口 幹 男	同 字新星第1
同	同	同	畑 野 清 春	同 字俵真布中央
退 任	同 22. 5. 3	理 事	野 村 栄 一	同 字美瑛原野2線
同	同	同	福 家 敏 春	同 字置杵牛上精美
同	同	同	石 橋 俊 光	同 字美沢共立
同	同	同	古 川 勝 義	同 字みどり
同	同	同	寺 崎 實	同 字下字莫別第2
同	同	同	相 内 幸 春	同 字中字莫別中部
同	同	同	岡 田 文 明	同 字朗根内更正
同	同	同	寺 林 憲 秀	同 字横牛第1

同 同 監 事 谷 口 幹 男 同 字新星第1
 同 同 同 畑 野 清 春 同 字俵真布中央

北海道告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年5月10日、しるがね土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、深川土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成22年6月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成22年6月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
本中三川	経営体育成基盤整備 [面的集積型] (農業用排水施設、客土、暗きょ排水、区画整理)	北海道空知総合振興局
上音更	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水施設、農業用道路、区画整理、暗きょ排水、土層改良)	北海道十勝総合振興局

北海道告示第432号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 (1) A重油 J I S 1種2号 1,093,000 ℓ

- (2) 軽油 J I S 2号 659,000 ℓ
- (3) 潤滑油
 - ア シェルリムラ F B 30又は同等品 18,800 ℓ
 - イ シェルリムラ F B 40又は同等品 7,200 ℓ
 - ウ シェルロテラ S X 40又は同等品 4,500 ℓ

2 落札を決定した日
平成22年3月24日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 河辺石油株式会社
(2) 住所 小樽市稲穂2丁目19番8号

- 4 落札金額
- (1) A重油 J I S 1種2号 1リットル当たりの単価 68.0円
 - (2) 軽油 J I S 2号 1リットル当たりの単価 75.4円
 - (3) 潤滑油
 - ア シェルリムラ F B 30又は同等品 1リットル当たりの単価 435.0円
 - イ シェルリムラ F B 40又は同等品 1リットル当たりの単価 435.0円
 - ウ シェルロテラ S X 40又は同等品 1リットル当たりの単価 435.0円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成22年2月5日付け北海道告示第84号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成22年5月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 瀬棚郡今金町字八束199の6・199の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 風害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道檜山振興局産業振興部林務課及び今金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年5月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町字上杵白451の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2(1) 解除予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町字上杵白451の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第435号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成22年農林水産省告示第531号のとおりである。

平成22年5月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 所在が不分明な者
 - 磯谷郡蘭越町字相生780所在の森林について所有権を有する 伊藤 辰之助
 - 磯谷郡蘭越町字相生751、787所在の森林について所有権を有する 鈴木 扛悦
 - 磯谷郡蘭越町字相生749所在の森林について所有権を有する 天水 廣

磯谷郡蘭越町字相生747所在の森林について所有権を有する
山本 準一、古館 勝義、清水 小五郎

磯谷郡蘭越町字相生709、733所在の森林について所有権を有する 藤本 久松

磯谷郡蘭越町字水上349、字相生485、705から708まで所在の森林について所有権を有する
片山 富吉、小林 俊英、山本 登志美、山本 米蔵、
小寺 善治、元地 兵吉、鈴木 フサエ

磯谷郡蘭越町字水上272所在の森林について所有権を有する 株式会社三高物産

磯谷郡蘭越町字水上270所在の森林について所有権を有する 村瀬 春一

磯谷郡蘭越町字讃岐239所在の森林について所有権を有する 高橋 昌弘

磯谷郡蘭越町字讃岐246の2所在の森林について所有権を有する 赤塚 ミキ

磯谷郡蘭越町字讃岐246の5所在の森林について所有権を有する 赤塚 海穰

磯谷郡蘭越町字相生526、527所在の森林について所有権を有する 宇野 香夜子

磯谷郡蘭越町字相生808、810所在の森林について所有権を有する 笠木 治弥

磯谷郡蘭越町字田下326の3、327の4所在の森林について所有権を有する
細谷 千恵子

磯谷郡蘭越町字田下326の10所在の森林について所有権を有する 新作 真恵

磯谷郡蘭越町字田下326の11所在の森林について所有権を有する 今村 ハツ

磯谷郡蘭越町字田下327の3所在の森林について所有権を有する 竹内 猛

磯谷郡蘭越町字田下327の5所在の森林について所有権を有する
菊地 英二、廣井 康弘

磯谷郡蘭越町字田下327の5、327の6所在の森林について所有権を有する
後藤 彰

磯谷郡蘭越町字田下327の7所在の森林について所有権を有する 石橋 加代子

磯谷郡蘭越町字田下327の8所在の森林について所有権を有する 石橋 稔

磯谷郡蘭越町字田下327の9所在の森林について所有権を有する 下山 友夫

磯谷郡蘭越町字田下327の16所在の森林について所有権を有する 横溝 隆弘

磯谷郡蘭越町字田下327の22所在の森林について所有権を有する 馬場 春雄

磯谷郡蘭越町字田下327の32所在の森林について所有権を有する 古郡 以知子

磯谷郡蘭越町字田下327の33所在の森林について所有権を有する 古郡 茂

磯谷郡蘭越町字田下327の36から327の38まで所在の森林について所有権を有する
佐々木 耕蔵

磯谷郡蘭越町字田下327の39から327の42まで、327の46、327の47所在の森林について
所有権を有する 田上 みずほ

磯谷郡蘭越町字田下327の43から327の45まで所在の森林について所有権を有する
長谷川 みつ、佐藤 千恵子、半田 トシ子

(2) 掲 示 場 所 蘭越町役場

2(1) 所在が不明な者

虻田郡京極町字松川312の1、313の1、314の1、315、316所在の森林について所有権を有する 鈴木 康子

虻田郡京極町字松川331、339、340の1、340の2、341、342所在の森林について有権を有する 本間 和雄

虻田郡京極町字松川377所在の森林について所有権を有する
武井 重蔵

虻田郡京極町字松川384、387、388所在の森林について所有権を有する
陳野原 民司

虻田郡京極町字松川401、402、406、470の1、471の2から471の4まで所在の森林について所有権を有する 奥野 佐吉

虻田郡京極町字松川409、508の1から508の3まで所在の森林について所有権を有する 安保 健

虻田郡京極町字松川422所在の森林について所有権を有する
協栄ハウジング株式会社

虻田郡京極町字松川432所在の森林について所有権を有する 杉 鐵藏

虻田郡京極町字松川434所在の森林について所有権を有する 田中 義秀

虻田郡京極町字松川461所在の森林について所有権を有する 八重樫 達治

虻田郡京極町字松川474の1から474の3まで所在の森林について所有権を有する
渡邊 トキ

虻田郡京極町字松川486の19から486の22まで、486の26から486の29まで、486の33から486の36まで所在の森林について所有権を有する 堀江 映司

虻田郡京極町字松川486の23所在の森林について所有権を有する 福士 芳明

虻田郡京極町字松川486の24所在の森林について所有権を有する 田澤 日出男

虻田郡京極町字松川486の25所在の森林について所有権を有する 田中 忍

虻田郡京極町字松川486の32所在の森林について所有権を有する 富士川 雅

虻田郡京極町字松川486の40から486の43まで、486の47、486の48所在の森林について
所有権を有する 奥野 琢朗

虻田郡京極町字松川486の45所在の森林について所有権を有する 土崎 南

虻田郡京極町字松川486の46所在の森林について所有権を有する 高橋 志保子

虻田郡京極町字松川486の51所在の森林について所有権を有する 中山 正信

虻田郡京極町字松川486の52所在の森林について所有権を有する 青山 絵里

虻田郡京極町字松川486の53所在の森林について所有権を有する 岡本 カチ子

虻田郡京極町字松川496の1、496の3から496の5まで、497、498の1所在の森林に

ついて所有権を有する 杉 和 子
虻田郡京極町字松川536、539の1、540の1、540の3、542所在の森林について所有権を有する 橋 本 広
虻田郡京極町字松川585、586、588、593、594、596から598まで所在の森林について所有権を有する 池 田 宗 司
虻田郡京極町字松川587所在の森林について所有権を有する 千 田 徳 衛
虻田郡京極町字中岳65所在の森林について所有権を有する 株式会社日本製鋼所
虻田郡京極町字中岳266の1、266の2、268の1、268の2、269の1から269の3まで、270から272まで、274、421、422、425から431まで所在の森林について所有権を有する 池 田 宗 次
虻田郡京極町字中岳294、295の1、295の2、295の4、304の1所在の森林について所有権を有する 佐々木 浩 功
虻田郡京極町字中岳405、406所在の森林について所有権を有する 山 本 利 一
虻田郡京極町字中岳424の1、424の2所在の森林について所有権を有する 小笠原 政 雄
虻田郡京極町字脇方834所在の森林について所有権を有する 石 川 福太郎

(2) 掲 示 場 所 京極町役場

北海道告示第436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 施 行 者 の 名 称 士別市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 士別都市計画道路事業（3・5・15号西広通）
- 3 事 業 施 行 期 間 平成22年5月28日から平成29年3月31日まで
- 4 事 業 地（収用の部分） 士別市西4条北1丁目、西5条1丁目、西5条2丁目、西5条3丁目、西5条4丁目、西5条5丁目、西4条6丁目、西4条7丁目、西4条8丁目、西4条9丁目、西4条10丁目、西5条10丁目、西5条11丁目及び西5条12丁目地内

北海道告示第437号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) パーソナルコンピュータの賃貸借（1台分） 一式（1月当たりの単価）
(2) パーソナルコンピュータの賃貸借（1台分） 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成22年5月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社H B A
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額
(1) 2,772円
(2) 2,541円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年3月23日付け北海道告示第226号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局会計事務センター
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道告示第438号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年5月28日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) パーソナルコンピュータ 4台
(2) パーソナルコンピュータ 1台
- 2 落札を決定した日
平成22年5月10日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社H B A
(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額
(1) 502,740円
(2) 118,020円

- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成22年3月26日付け北海道告示第246号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道出納局会計事務センター
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

**道 教 育 庁 オ ホ ー ツ ク
教 育 局 告 示**

北海道教育庁オホーツク教育局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
 平成22年5月28日

北海道教育庁オホーツク教育局長 森 徳 男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - ア A重油その1（網走養護学校） 166,663 ℓ
 - イ A重油その2（北見支援学校） 48,496 ℓ
 - ウ A重油その3（紋別養護学校ひまわり学園分校） 35,498 ℓ
 - エ A重油その4（紋別養護学校及び紋別高等養護学校） 270,725 ℓ
 アからエまでについては、それぞれの入札による。
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号
 - (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成23年5月31日まで
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成21年北海道告示第8号又は平成22年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項に定める石油販売業の届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成22年5月28日から6月30日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）
 - (2) 入 札 日 時
 - ア A重油その1 平成22年7月8日（木）午前9時
 - イ A重油その2 平成22年7月8日（木）午前9時50分
 - ウ A重油その3 平成22年7月8日（木）午前10時40分
 - エ A重油その4 平成22年7月8日（木）午前11時30分
 （送付による場合は、同月7日（水）までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
 - (1) 名 称 及 び 数 量 A重油 289,391 ℓ
 - (2) 予 定 時 期 平成22年9月ころ
- 8 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ（<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>）にてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 (2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
 電話番号 0152-41-0786

11 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured :
 a A unit price per liter of Fuel oil 166,663 liter
 b A unit price per liter of Fuel oil 48,496 liter
 c A unit price per liter of Fuel oil 35,498 liter
 d A unit price per liter of Fuel oil 270,725 liter
 B Bid tendering date and time :
 a 9:00 A.M., July 8, 2010
 b 9:50 A.M., July 8, 2010
 c 10:40 A.M., July 8, 2010
 d 11:30 A.M., July 8, 2010
 (If mailed, bids must arrive no later than July 7, 2010)
 C Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nishi 3, Kita 7, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan
 Phone : 0152-41-0786

道警察釧路方面本部告示

北海道警察釧路方面本部告示第83号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。
 平成22年5月28日

北海道警察釧路方面本部長 野田敏夫

1 随意契約に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 6型カードベース 300枚×3入	140箱
(2) 6型高速型用リボン 2,000枚×1入×7種	61箱
(3) 6型プリンタヘッド	6個
(4) 吸気フィルター 大	22個
(5) 吸気フィルター 小	22個
(6) 搬送ローラー	100個
(7) ヒートローラー 上	8個
(8) ヒートローラー 下	8個
(9) DUブッシュ付ブラケットハウジング 2個組	16組
(10) ロールロアピンチローラー	8個
(11) EXITローラー 2本組	16組
(12) ハロゲンランプ	16個
(13) 温度センサー	8個
(14) 複写用真空パッド 3個組	4組

2 随意契約の相手方を決定した日
 平成22年3月31日
 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 (1) 氏 名 株式会社DNPアイディーシステム
 (2) 住 所 東京都新宿区新宿4丁目3番17号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 1箱当たり 470,700円
(2) 1箱当たり 140,000円
(3) 1個当たり 130,000円
(4) 1個当たり 9,000円
(5) 1個当たり 5,500円
(6) 1個当たり 1,400円
(7) 1個当たり 23,000円
(8) 1個当たり 18,000円
(9) 1組当たり 14,400円
(10) 1個当たり 21,500円

(1) 1組当たり 22,800円

(2) 1個当たり 10,500円

(3) 1個当たり 5,000円

(4) 1組当たり 5,100円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察釧路方面本部会計課

(2) 所在地 釧路市黒金町10丁目5
